第194回

新宿区都市計画審議会議事録

平成30年12月17日

第194回新宿区都市計画審議会

開催年月日·平成30年12月17日

出席した委員

石川幹子、遠藤新、戸沼幸市、中川義英、星徳行、青木滋、鈴木啓二、 井下田栄一、かわの達男、桑原羊平、吉住はるお、小田桐信吉、澄川雅弘、八名まり子

欠席した委員

倉田直道、桑原弘光、高野吉太郎、あざみ民栄、上野洋明(代理:新保警備課長)、 伊東功(代理:高橋警防課長)

議事日程

日程第一 審議案件

議案第329号

東京都市計画 地区計画

赤城周辺地区地区計画の変更(案)について(区決定)

日程第二 報告案件

東京都市計画 地域冷暖房施設

歌舞伎町地区地域冷暖房施設の変更(原案)について(区決定)

日程第三 その他・連絡事項

議事のてんまつ

午後2時00分開会

〇戸沼会長 皆さん、どうもこんにちは。

ただいまから第194回の新宿区都市計画審議会を開催いたします。

事務局から、きょうの委員の出欠についてご報告してください。

○事務局(都市計画係主任) 事務局です。本日の委員の出欠状況ですが、欠席のご連絡が

ございました委員は、**高野委員、桑原弘光委員、あざみ委員**の3名です。なお、新宿警察署長の**上野委員**及び新宿消防署長の**伊東委員**は、公務のため欠席となりましたので、代理出席をしていただいております。

本日の審議会は20人中14人で定足数に達しており、審議会は成立しております。

続けて、机上に用意しましたマイクについて使い方を説明させていただきます。発言前に4番の「要求」ボタンを押してください。マイクの先端がオレンジ色に光りましたら発言をお願いします。また、マイクを口元に近づけてご発言頂きますようお願いいたします。発言後は5番の「終了」ボタンを押してください。まれに、会議の途中でマイクの電池が切れてしまうことがありますので、その際は事務局でマイクを交換いたします。

以上です。

〇戸沼会長 それでは、本日の日程と配布資料、傍聴人がおられるようなので、そのご注意 もお願いします。

○事務局(都市計画係主任) 事務局です。まず、本日の日程です。お配りしております議事日程表をごらんください。

日程第1、審議案件、議案第329号「東京都市計画 地区計画 赤城周辺地区地区計画の変 更(案)について(区決定)」。

次に、日程第2、報告案件、「東京都市計画 地域冷暖房施設 歌舞伎町地区地域冷暖房施 設の変更(原案)について(区決定)」。

次に、日程第3、その他・連絡事項になります。

次に、本日の資料のご確認です。審議会開催に当たり、事前に資料を送付しておりますが、 机上の資料をお使いください。初めに、議事日程表。次に資料1、審議案件、議案第329号 「東京都市計画 地区計画 赤城周辺地区地区計画の変更(案)について(区決定)」。次 に、資料2、報告案件、「東京都市計画 地域冷暖房施設 歌舞伎町地区地域冷暖房施設の変 更(原案)について(区決定)」。この資料2の中に参考資料としまして、「都市再生特別地 区(歌舞伎町一丁目地区)」の資料を参考資料としておつけしております。こちらは報告案 件に関する資料となります。

また、まちづくり長期計画の冊子を2冊ご用意しております。

不足等ありましたら事務局までお願いいたします。

次に、傍聴の際の注意事項についてです。傍聴人は静粛を旨とし、次の行為を行うことを 禁止します。1、言論に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明すること。 2、騒ぎ立てたり、その他の方法により会議の進行を妨害すること。3、場内で飲食、談笑及び携帯電話による通話を行うこと。4、みだりに席を離れ、立ち歩くこと。5、場内で写真、ビデオ等の撮影及び録音をすること。6、その他秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為を行うこと。また、傍聴人が係員の指示に従わないとき、または会場の秩序を乱したと認めるときは、退場していただく場合があります。

本日の日程と配布資料、傍聴の際の注意事項については、以上になります。

〇戸沼会長 よろしいですか。

それでは、本日の議事を進めたいと思います。

本日は審議案件が1つと報告事項が1つです。会議は、大体、午後4時ぐらいを目途に終わり たいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

日程第一 審議案件

議案第 329 号 東京都市計画 地区計画 赤城周辺地区地区計画の変更(案)について(区決定)

- **〇戸沼会長** 日程第1、審議案件、議案第329号「東京都市計画 地区計画 赤城周辺地区地 区計画の変更(案)について(区決定)」ということで、事務局、説明してください。
- ○事務局(都市計画係主任) 事務局です。それでは、日程第1、審議案件、議案第329号「東京都市計画 地区計画 赤城周辺地区地区計画の変更(案)について(区決定)」。 本日、ご審議頂く内容は、第192回都市計画審議会でご報告をさせていただいたものです。
- 内容につきましては、景観・まちづくり課長よりご説明いたします。

〇景観・まちづくり課長 それでは、赤城周辺地区地区計画の都市計画変更(案) についてご説明をさせていただきます。

資料1-1をごらんください。

1番目、趣旨になります。本地区は、平成28年4月に赤城周辺地区地区計画を都市計画決定 し、地区の中心を通るシンボルロード沿道におきまして壁面の位置等を制限するとともに、 容積率等を緩和することで道路状空間の確保と建替え促進による不燃化を図ってまいりまし た。また、同年6月には地区全体に新たな防火規制区域を定めてございます。

今般、シンボルロードに接続する南北道路沿道におきまして、さらなる防災性の向上を図るため、地区計画の変更案を作成し、平成30年11月に変更案の説明会及び縦覧・意見書の受け付けを行いました。その結果、変更案に対するご意見はございませんでした。このことか

ら、当初変更案の内容で都市計画決定に向けた手続を進めてまいるものでございます。

2番目、これまでの経緯でございます。経緯につきましては、今、私がお話ししたもの、またここに記載のとおりとなってございます。

3番目、地区計画変更案の概要についてでございます。資料1-2のA3の左上ホチキスどめの 資料をごらんください。

1枚おめくり頂きまして、赤城周辺地区地区計画都市計画変更案の概要についてでございます。位置、面積、用途地域につきましては、ここの記載のとおりでございます。

下に地区計画の位置図がございます。上が28年4月、現在かかっている地区計画のものでございまして、下に今回変更する部分を記載してございます。また、右側には地区計画の目標及び土地利用の方針の記載がございます。今回変更する部分は、赤い下線が引かれた部分となってございます。

もう1枚おめくり頂きまして、具体的な制限内容でございます。左側位置図を見ていただきますと、こちらも上が現在かかっている地区計画、下が今回の変更案でございます。今回は、現在かかっていますシンボルロード沿道の壁面後退にプラスして、南北道路を2本、区画道路1号、2号の部分の壁面後退によるまちづくりを考えてございまして、その部分の地区整備計画区域の拡大を図るものでございます。

右側に地区整備計画の項目がございまして、先ほど言いました地区整備計画の拡大に伴いまして、地区の区分が一つ、住工共存地区Bという区分がふえてございます。

内容につきましては、今までありました住宅地区及び住工共存地区等を踏まえた内容となってございます。変更箇所につきましては、ここの赤線を記載した部分となってございます。 また、項目につきましても、ここにあります一番上から建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度等を定めるものでございます。

では、具体的に壁面の位置の制限についてご説明させていただきます。

1枚おめくり頂きまして、3ページ目をごらんください。

壁面の位置の制限でございます。こちらも上が既にかかっている地区計画で、今回変更案としまして区画道路1号、2号を定めます。シンボルロードにつきましては、中心から3m、両側が下がりますと6mという道路状の空間が確保されます。

今回の区画道路1号、2号につきましては、道路中心から2.5m、両側下がりますと5mの道路 状空間となるものでございます。真ん中にありますのが立面、断面として見たもの、右側に ありますのが上から見た図となってございます。 また、もう1枚おめくり頂きますと、4ページ目には、壁面の位置の制限の角敷地についてということで、既にありますシンボルロードと江戸川橋通りが交差する角敷地、それとシンボルロードとその他の道路が交差する角敷地に加えまして、区画道路1号または区画道路2号とその他の道路が交差する角敷地、シンボルロードと区画道路1号または区画道路2号が交差する角敷地というものが新たに加わるものでございます。

以上が地区計画の制限の内容についてでございます。

資料1-1のほうにお戻り頂きまして、4番目の地区計画変更案についてでございます。こちらは資料1-3をご覧頂きたいと思います。

これは都市計画図書としてまとめたものでございます。現状の既に変更を加えたものとなってございます。なお、内容につきましては、先ほどA3の資料のほうで説明させていただいた概要のものと同じものとなってございます。

また、参考資料としまして、A4で左上ホチキスどめの部分に新旧対照表をつけさせていた だいております。右側に現在の地区計画、左側に新ということで、新たに赤字の下線がつい た部分が今回変更を行うものとして、新旧対照表となってございます。

最後に、資料1-1の5番になります。今後の予定でございます。

本日審議していただきまして、後に都市計画決定を年内に、また年明けの31年3月に建築条例の一部改正を行いたいというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

- **○戸沼会長** ただいまのご説明に対してご質問等がございましたらお願いいたします。 どうぞ。
- **〇かわの委員 かわの**です。このシンボルロードについては、この間もいろいろ議論をしてきたんですけれども、そこの中でも一つ指摘もされていたし、あるいは今後どうなのかというのは、この図で見ると一番右側の赤城元町とのぶつかった、その赤城元町との道路が極めて狭いという、そういう問題があって、そこが将来的にどうなるんだろうということもあったんですけれども、一方で、今度区画道路1号、2号も、ちょうど中里町と改代町の間のこの道路も、途中ではそれなりに広いんだけれども、その後かなり狭くなってアングルになったりしているわけですよね。そっちのほうの道路というのは何か計画とか、あるいは今後の中で何かあるんですか。

〇景観・まちづくり課長 今、ご指摘頂いた道路につきましても、非常に重要な道路である という認識は持ってございます。 参考までに、資料1-3の都市計画図書の一番後ろをご覧頂きたいと思います。

一番後ろに方針付図をつけてございます。この方針付図というものは、都市計画の正式な図書ではございませんが、現在、区が定めます都市マスタープランの整合性及びまちの重要な課題というものをこの方針付図に位置づけることによりまして、将来的に区としても取り組んでいきたいという意思表示となってございます。この中で、例えば今ご指摘頂きました今回の区域と赤城元町との境になります点につきましても、地区内主要道路という位置づけがございまして、これは都市マスタープラン等で位置づけがございまして、こういったものに基づいて区として方針付図を定めているものでございます。

今回、区画道路1号、2号を選定するに当たりまして、現状等を踏まえていろいろ調査を行ったところでございます。例えばご指摘頂いた赤城元町との間の道につきましては、坂がございまして、かなり高低差がある点、また現状が4mの幅員のところもあれば、8mを超える幅員のところも実はございます。そういった意味で、一概に壁面線の後退を定めて下がることが、地区計画の公平性、また権利者への多大な負担となるのではないかという点も踏まえて選定をした結果が、今回区画道路1号、2号となってございます。

地区計画の今後の地域の方々の意向とか状況を踏まえながら、ここにあります方針付図に 位置づけた道路についても取り組んでいきたいと思っていますが、今回の変更としては、ま ず区画道路1号、2号からやらせていただいたということでございます。

〇かわの委員 そういう面では、赤城元町のほうのところは、確かに急坂で大変な状況で、 したがって、逆にいえばこのシンボルロードから必ずしも東側というのか、右側のほうに抜 けるだけじゃなくて、区画道路1号、2号というのをつくるというのは、それなりに理屈とし てもわかるんですけれども、一方、だからさっきも言ったのは、今度は中里町と山吹町、あ るいは改代町との間にある丸印の道路ですよね。これは広い部分と、それからちょうどこの1 号、2号がぶつかるところなんかは、かなりまだ狭いはずですよ、たしかこの辺ね。

だから、その辺がどういうふうになっていくのか、あるいはここのアングルみたいなところは、形状も含めて何か計画なり、あるいは今後の中でそういうことも考えられるのか、その辺はいかがですか。

○景観・まちづくり課長 こちらにつきましては、先ほどご説明しました赤城元町との間の 道路と同じように、現況の道路が4mの部分もあれば8mの部分もあると。幅員がかなりさまざ まな状況でございまして、一概に壁面後退で制限をすることがふさわしいのかという課題が ございます。

そういった点と、あともう一つは、区域の内外にわたるという点もございまして、区域内の南側だけ壁面後退をするというのもなかなか難しい状況もございます。そういった点も踏まえて、ちょっと今回は変更案からは外させていただいてはいますが、方針付図のほうに位置づけることで、こういった課題にも将来、きちんと検討していきたいという区の意思としては出していきたいなというふうに思ってございます。

〇かわの委員 そうですか。そうすると、やっぱり北側のところというのか、今ずっと言っている江戸川橋通りから、水道町までいくとかなり広い道路になっていますけれども、その間の部分のところについても今後の課題として、この区画道路1号、2号をつくる、その先として、やっぱりきちんとそこが抜けていけるような形もつくっていかないと、せっかくつくっても、大型車はともかくとして、緊急自動車なんかがなかなか大変だということにならないように、計画としても今後しっかり取り組んでいってほしいということを申し上げておきます。

以上です。

〇戸沼会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

- **○八名委員** 区民委員の**八名**でございます。この防災上のために変更、道路を広くするという、大変よい考えだと思うんですけれども、これは道路を拡幅するために、ここの道路沿いに住んでいらっしゃる住人の方は何か不都合があってここには住めなくなるとか、そういうようなことは心配はないという計画なんでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。
- ○景観・まちづくり課長 今回の地区計画におきましては、道路を拡幅する、つまり道路として買収するようなものではなくて、敷地の一部として残しつつ、壁面後退ということで道路状空間を広げるという地区計画になってございます。例えば建物の容積率制限等においては敷地面積に含められることとなってございます。あわせて、容積率や斜線の制限の緩和を行ってございまして、区が行いましたシミュレーションにおきましては、今現在の敷地においても、今と同等以上の床が確保できるというふうに考えてございまして、そういった点では、今回の壁面後退によって出ていかなきゃいけないとか、そういったことは生じないのかなというふうに考えてございます。
- **〇八名委員** ありがとうございました。その辺が一番、長く住んでいる方がここにはもう住めないなんていうことにはならないというような計画であるということを伺って、安心いた

しました。ありがとうございました。

〇戸沼会長 ほかに、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木です。ちょっと図面の見方を教えてもらいたいんですが、この4ページの追加の図面のところなんですが、この下の段の2つの交差する角敷地ということですが、これは角地の例えば隅切りのところについて、こういうふうに2.5mよりも外へ出っ張ってもいいというような図面なんでしょうか。それとも、道路に面して、その2.5mよりも、この下の右側の図面なんですが、道路のところに対しても2.5mよりも出っ張ってもいいという図面なんでしょうか。

あと、この5mという道路状空間という説明があるんですが、道路状空間というのは、もうL型側溝をちゃんと5mにして、もう道路の形に整備しちゃう道路のようなものになるのか、その辺ちょっと教えてもらいたいんですが。

○景観・まちづくり課長 まず、1点目の角敷地の壁面後退についてでございます。資料1-2の4ページの右下、シンボルロードと区画道路1号または区画道路2号が交差する角敷地の件かと思います。こちらにつきましては、ご指摘のように、交差する角敷地の部分については、他の区画道路1号、2号については全て、道路の中心から2.5m下がりなさいですが、角敷地だけはシンボルロードから中心3mも下がらなきゃいけなくて、なおかつ区画道路から2.5mというのも厳しいので、角敷地については高さ3.5m、つまり一層分ぐらいは下がっていただきますけれども、上の部分は下がらなくてもいいですよということをあらわした図となってございます。

また、2点目の道路の整備についてなんですが、今回の地区計画におきましては、そのL型とかを含めた整備までは求めてはございません。あくまでも空間として、歩行者が通行できるような形状をとっていただければ構わないというふうに考えてございます。

〇鈴木委員 それじゃ、例えば建てかえのときは、もう道路状に下がるということで理解するような形になるんでしょうか。

〇景観・まちづくり課長 建てかえのときには、塀等を含めてセットバックをしていただいて、空間として確保していただくということになってございます。

○鈴木委員 それで、先ほど容積率は下がった分は敷地に含まれるというようなお話もちょっとあったように聞いたんですが、そういう理解でよろしいですか。それで、ここの敷地の面積という前提になるのは、例えば現状が4mないような部分については、4mまで下がった以降、2mから2.5mまでの部分は敷地面積として含んで、敷地面積という扱いにしていいんでし

ようか。

○景観・まちづくり課長 セットバックというのは、あくまでも敷地の中で下がるものでございますが、基準法の道路、2号道路の中心から2mというのは、基準法の中で道路として位置づけられますので、これは敷地にはもともと入れられない部分です。今回は中心から2.5なので、2号道路に下がってからさらに50cm、この部分を何も建てないでください。ただ、この50cm部分は敷地面積に入れて構いませんということで、地区計画として位置づけるものでございます。

- **〇鈴木委員** わかりました。
- **○戸沼会長** ほかにどうぞ。ございませんか。

どうぞ、**吉住委員**。

○吉住委員 すみません、簡単に。実は前にも質問させていただいているんですけれども、一番最後のこの資料1-3の方針付図のやつで先ほど説明していただいているところに、矢来町と天神町のほうへ抜ける、江戸川橋通りのほうへ抜ける道も、その区画道路という形でなっているんですけれども、そこから、要は天神町と矢来町のこの境目の道なんかも、かなり便利な道というんじゃないんですけれども、ここもしっかりある程度広さがあったほうがいいんじゃないかなというふうな思いもあるんですけれども、その辺はこの図では特段何も指摘がされていないんですけれども、区としてはどのようなお考えなのかというのを教えていただけませんでしょうか。

○景観・まちづくり課長 方針付図で位置づけています四角い小さな点線といいますか、凡 例を見ますと、一番下にあります区画道路として位置づけを行っている箇所かと思います。

こちらにつきましても、先ほどの道路と同様に、事前に調査・検討等を行いましたが、南側と北側で高低差がございまして、これを壁面後退ということで位置づけて擁壁を削らせるというのが、これはかなり負担が大きいかなというふうに考えてございます。

また、現況がご指摘のように余りにもちょっと狭いもので、それを中心から例えば2.5とか 3下げるのは、現時点ではちょっと負担が大きいかなということで外させていただいています が、重要な道路という認識は持ってございますので、将来的にはまちづくりの中で検討して いきたいというふうには思ってございます。

〇吉住委員 そこももちろん質問の中に含まれてはいたんですけれども、この天神町と矢来 町の境界のところのこのシンボルロードのほうに抜ける点線になっている道があると思うん ですけれども、要は南北に抜ける道というんですかね。ここって、要はもうおわかりのよう に、矢来町から天神町の前で、向こうの要はシンボルロードに抜ける道がほとんどなくて、ここぐらいしか抜ける道というのが、その先行くと細い道であったりもするんですけれども、ないようなところなので、この道も結構重要なんじゃないかなというふうには私自身は思うんですけれども、あと、あえて言うならば、この早稲田通りから、先ほどの道のちょっとクランクになっているんですけれども、また抜ける道が1本あるんですけれども、そこも非常に狭い道なんですけれども、あるはあるんですが、こういう道もほかに抜けるところがなく、もうずっと抜けていけないので、むしろこういう道があったほうが、安全性を高めるというような意味ではいいのではないかなというふうには、ある程度確保されておいたらいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

〇景観・まちづくり課長 確かに南北に抜ける道がこの地域は少ないということで、あって も行きどまりが多いというのは十分認識してございます。

現在の方針付図では、そういった点を踏まえてちょっと位置づけはしていないんですが、 いただいたご意見を踏まえて、今後のまちづくりの中できちんと反映できるようには検討は していきたいなと思ってございます。すみません、現時点での方針付図等には位置づけはし てございません。

○吉住委員 これ最後にしますけれども、公園の正式名を忘れちゃったんですけれども、ゾウさん公園と言われている公園がございまして、そこは時間によって日ごろ抜けられる道に、道にというか、途中のシンボルロードのほうに抜けられるようになっているんですけれども、おっしゃるように南北の高低差があるのであれなんですけれども、要はここずっともう南北に抜ける道がない中で、このゾウさん公園を抜けるのも非常に便利なんですけれども、逆にこの南北に抜ける道をこの辺にもどこか1本、南北高低差ありますけれども、今、公園もありますけれども、何かそういうような計画もあると安全性がかなり高くなっていいのではないかなと。ちょっとなかなか難しいとは思うんですけれども、公園を常時通れるようにするという発想もあるのかもしれないんですけれども、いろいろな理由で多分、時間で鍵を閉めて通れないようにしていると思うんですが、その辺は何かお考えはありますでしょうか。

〇景観・まちづくり課長 正式には区立あかぎ児童遊園のことかと思います。北側と南側で、これは公園の中でやはり段差が非常にあって、あの階段を通り道として使われている方も多いというふうに認識してございます。

現時点で区のほうでここを何かするとか、あるいは道路を通すという計画は現時点ではご ざいませんが、先ほど言いましたように、南北に抜ける道が重要であるという認識は持って ございますので、ちょっと現時点で個別の建てかえではなかなか難しいかなと思いますが、 例えば共同建てかえ、手法なんかを使ったりする際には、そういった点も踏まえて指導でき るような工夫はしていきたいなというふうに考えてございます。

〇吉住委員 よろしくお願いします。

火は下から上に上がっていくわけですから、逆に言うと、こちらの矢来町のこの通りの上のほうの人も、そういう火災の危険度という意味で言うと、あるんだろうというふうに思いますし、それでいて逃げる道がほとんどないというような状況なので、現状を私もよく知っているので、難しいのはわかっているんですが、それも課題としてはもちろん認識はしていただいているんだと思うんですが、またちょっと改めてお話だけさせてください。

〇戸沼会長 ありがとうございました。

ほかにどうぞ。この案件は区決定で、それでやっぱり防災という緊急の課題があるのと、 それから住民の方々も納得されているということでよろしいですかね。特段にそういうクレームとか、問題の提起は、納得されているというようなことですので、いかがでしょうか。 この案件については支障なしということで、細かい議論についてはまた詰めていただくということで、よろしいでしょうか。

それじゃ、ありがとうございました。賛成ということで。

日程第二 報告案件

東京都市計画 地域冷暖房施設 歌舞伎町地区地域冷暖房施設の変更(原案)について(区決定)

- **〇戸沼会長** それじゃ、日程の第2は報告事項ですか。地域冷暖房の施設、歌舞伎町地区の地域冷暖房の変更について、これも区の決定ということですので報告してください。
- **○事務局(都市計画係主任)** 事務局です。それでは、報告案件「東京都市計画 地域冷暖 房施設 歌舞伎町地区地域冷暖房施設の変更(原案)について(区決定)」になります。

本日は都市計画の変更の原案を決定し、都市計画の手続を開始いたしましたので、報告させていただくものです。

今後、審議会で都市計画の変更について、ご審議頂くことになります。

内容につきましては、都市計画課長よりご説明いたします。

- **〇戸沼会長** どうぞ。
- **〇都市計画課長** それでは、事前にお配りしております、右肩に資料2とございます資料をご

覧ください。下のほうに資料2-1から2-2、2-3、2-4、2-5と一緒につづっております。こちらのほうを順番にご覧頂きながら説明をさせていただきたいと思います。

まず、1枚おめくり頂きまして、資料2-1をご覧ください。

東京都市計画 地域冷暖房施設 歌舞伎町地区地域冷暖房施設の変更(原案)についてでございます。

まず、皆様ご存じだと思いますが、地域冷暖房施設について改めて簡単にご紹介させてい ただきたいと思います。

まず、地域冷暖房施設というのは、プラントで温水や冷水を造りまして、この製造した冷水や温水、蒸気を配管を通して近隣のビルに供給いたしまして、それぞれの近隣のビルがそれを利用して空調設備を動かしていくというような、地域の施設のことです。

以下、説明をお聞き頂ければと思います。

新宿区では、現在9地区の地域冷暖房施設を都市計画として定めてございます。このたび仮 称新宿東急ミラノ再開発計画に伴う建物に地域冷暖房施設による熱供給を行うために、歌舞 伎町地区地域冷暖房施設の都市計画変更を下記のとおり進めるという内容でございます。

さらに、1枚おめくりいただきました資料2-2に、今回の区域を含めた区内の地域冷暖房施設を分布した図面がありますので、そちらをご覧ください。カラーの図面でございます。

①から⑨まで各地域を色分けして地域冷暖房の区域を示してございます。

今回ご審議頂く対象となりますのは、ちょうど新宿駅の北側にございます歌舞伎町一丁目 の西側一角にブルーの網掛けがしてある⑨と表示してある部分が、今回の対象エリアでござ います。

もう一度、資料2-1と資料2-5を一緒にご覧頂きながら説明を聞いていただければと思います。

まず、1といたしまして、歌舞伎町地区の地域冷暖房施設についてです。施設の概要といたしまして、名称は歌舞伎町地区地域冷暖房施設、こちらの熱供給の事業者は新宿熱供給株式会社です。熱の発生場所施設といたしましては歌舞伎町地区熱エネルギーセンターというところがございまして、資料の2-5で、中ほどに緑の表示がございます。東京都健康プラザ「ハイジア」の地下の部分にプラントがございます。2,800m²ほどの大きさのプラントでございます。緑の歌舞伎町地区熱エネルギーセンターから太い線で東宝のビル、または南のほうに線が伸びておりまして、歌舞伎町1号線、歌舞伎町1-1号線でございますが、こちらが既にもう埋設している導管の位置を示しているところでございます。

歌舞伎町地区の地域冷暖房施設は、二酸化炭素の排出削減など環境負荷の低減を目的といたしまして、新宿熱供給株式会社が平成5年から冷水や蒸気による熱供給を開始いたしまして、現在、3棟の建物に熱供給を行ってございます。

(2) 今回の都市計画変更の内容でございます。ちょうど2-5の図面を見ていただきますと、中ほどに小さく赤く表示がされている線が歌舞伎町1-2号線、今回こちらに新たな導管を敷設するという内容が都市計画の変更でございます。導管の長さが25メーターほどで、直接埋設方式で敷設する予定でございます。こちらの供給先としましては、仮称新宿東急ミラノ再開発計画への熱供給を行うというものでございます。

都市計画変更の原案につきましては、資料2-3にございますが、今ご説明した内容が記されてございますので、後ほどお時間があるときに改めてご覧頂ければと思います。

最後に、今後の予定ということで、資料2-1の3に書かせていただいております。本日12月 17日でございますが、明日18日に改めて地域の関係者へ説明を行う予定でございます。年が改まりまして、1月下旬には都市計画変更案の決定及び東京都知事、それから熱供給の施設管理者に協議をしまして、2月下旬には都市計画変更案の公告・縦覧等の手続を始めます。改めて、3月下旬には再び本審議会でご審議を頂いた後に、ご了解頂ければ変更・告示という運びで考えてございます。

それから、恐れ入りますが、資料の中で1点誤字がございまして、資料2-1の1の(1)のところで施設の概要という見出しがございますが、その下の熱供給事業者という見出しがある横に、新宿区熱供給株式会社と書いてございますが、これは新宿熱供給株式会社の誤りでございまして、「区」をお取り頂きますように、訂正のほどよろしくお願いいたします。

それから、今回のこの熱供給先といたしましては、皆様ご存じだと思いますが、今まで東 急ミラノが建っていたところに、都市再生特別地区の指定と地区計画の変更を行われまして、 新たな施設計画を進めているところでございます。改めて施設の概要、都市計画の素案の概 要につきまして、あわせて今日は説明をさせていただきたいと思います。続きは新宿駅周辺 まちづくり担当課長からご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇戸沼会長 課長、お願いします。

〇新宿駅周辺まちづくり担当課長 それでは、最後に参考資料としてお付けいたしました都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)の概要について、簡単にご紹介したいと思います。

お開きいただきまして、1ページ目に計画概要がございます。こちらにつきましては、この ミラノ座の再開発計画といたしまして、延べ面積で現在約8万5,800㎡といった形での計画に なってございます。主要用途といたしましては、宿泊施設、エンターテインメント施設、店舗、駐車場等を予定します。階数につきましては40階、高さは約225mございます。

その上で、こちらの計画でございます。3ページをご覧下さい。3ページには、この都市再生特別地区の都市再生の貢献メニューとして、三つ記載してございます。そのうち、今回の地域冷暖房施設に関係する項目は、一番右端の緑色の部分、3番、環境負荷低減、安全・安心に配慮したまちづくりの推進の2点ございます。環境負荷低減への取組、防災性向上への取組が計画されており、もう少し詳細に説明しているページが9ページでございます。

9ページをご覧下さい。こちらが先ほどの都市再生の貢献メニューの一つでございました環境負荷低減、まちづくりの推進で、そのうちの右側の②の防災性向上への取組の欄をご覧下さい。

災害時の熱及び電力供給でございます。信頼性の高い地域冷暖房の導入による、有事の際の熱源の確保、施設運営、また、地域冷暖房プラントが機能停止した場合でも、一部自己熱源での空調が可能な形で計画しているものでございます。

こちらの資料につきましては、今年度4月の都市計画審議会で地区計画の変更の際にもご紹介した資料と同じものを使用させていただいてございます。

参考資料の説明につきまして、以上になります。

○戸沼会長 どうもありがとうございました。

ご質問等がございましたらどうぞ。

○澄川委員 澄川です。ちょうどよい機会と思ったんですけれども、拡張性といいますか、これまでこういった冷暖房の供給というのは、新宿は大体①から今回の⑨番まで、資料2-2で見るとあるんですけれども、まずこの歌舞伎町というのは、まだこれから開発する部分があると思うんですけれども、拡張は、そういった意味では、熱量の供給可能量というのは数字でいうとどれぐらい、今は3棟プラス1ぐらいになって、その後どれぐらいまだできるんでしょうかということと、できればほかの①から⑧までも、同様にざっくり教えていただければありがたいなと思います。

〇都市計画課長 まず、拡張性ということで申し上げますと、資料2-2でエリアをご覧頂いているかと思いますが、既に今は3棟の建物に供給するという内容でございますけれども、ハイジアの下のプラントは2,800㎡ほどの広さでございます。基本的にこのエリアの中で、今後予想されるような、ある意味大規模な建物に熱が供給できるように、スペースの確保はしているというふうに聞いてございます。基本的にその都度ボイラーですとか冷凍機を用意して、

建物の計画に合わせて、そういったものを新たに設置するというふうに計画をしてございまして、今回の東急さんの計画に合わせて、建物の計画や設計が固まってまいりましたので、 その建物の規模に応じて熱供給が計算され、今回新たに冷凍機なりボイラーを設置するという内容でございます。

それから、基本的にその他8つの地域についても、設置する時期はまちまちでございますけれども、このエリアの中で計画される施設に対しての拡張性というのは設計で見込んでいるというふうには、各事業者からは聞いているところでございます。

〇澄川委員 わかりました。ありがとうございます。要は拡張性というのは敷地面積的にあるということで、能力的には、都度、造成しているということなんですね。わかりました。

あと、西口のほうは広く大きなビルディングがどんどんいくと思うんですけれども、歌舞 伎町一帯も、店はちまちまはしていますけれども、あの区域全体でやれればいいなとは思い ますので、その辺も今後、ビル型、大型ビル型でない形での地域暖房、冷房というのをご検 討頂けたらいいかなと思います。ありがとうございました。

○戸沼会長 ほかに。どうぞ、石川委員。

○石川委員 たまたま今、9ページのご説明をしていただいたので、ちょっと地域冷暖房とは関係ないんですけれども、安全・安心に配慮したまちづくりの推進ということがございまして、そこの一番下のところに帰宅困難者支援機能の整備ということで、やはりこれだけ大きなものを建てますので、ほかはもう本当に小さな建物のエリアですから、帰宅困難者支援機能というのは、新宿駅の場合にはもう大変な問題だと思うんですけれども、ここで見ますと、最大1,700人と書いてあるんですけれども、こんな大きな開発でこれしかという思いがあるんですが、ちょっと基準とかそういうのがわからないものですから、どのようなことで、それで、話題は違いますけれども、やはり社会貢献ということで、この計画がどんなふうに寄与しているというご計画なのか、ちょっと教えていただけたらありがたいです。

〇新宿駅周辺まちづくり担当課長 今のご質問でございます。こちらにつきましては、帰宅 困難者支援機能の整備として、一時滞在施設を整備するもので、ライブホールや劇場のホワイエ部分、2階のラウンジ部分などを災害の際には開放していただいて、最大約1,700人の受入を可能にするものでございます。

また、あわせまして、そういった方々の3日分の災害用備蓄品などを確保できる備蓄倉庫に加えまして、区が管理できます備蓄倉庫を約50㎡整備する計画となってございます。

一時滞在施設は、こういった大規模な計画をする際、所管の部署と事業者で協議を行って

います。

- **○戸沼会長** それは区があれだけれども、ほかに事業者としてのスペースの確保があるということですかね。
- **〇石川委員** すみません、聞き間違いじゃないと思うんですけれども、50㎡ですか。たった 50。いや、数字の聞き間違い、ごめんなさい。
- **○戸沼会長** どうぞ。
- **〇新宿駅周辺まちづくり担当課長** 区で管理する備蓄倉庫として約50㎡ということです。
- **〇石川委員** 何か本当にその数字が、私でもわかりかねるので、何しろ大変な、非常時には 物すごくあふれ返るわけなので、一度ぜひ基準など教えていただけたらありがたいと思いま す。
- **〇戸沼会長** 何かありますか。
- **〇新宿駅周辺まちづくり担当課長** 基準の件ですか。
- **〇戸沼会長** 備蓄倉庫が50㎡で足りないんじゃないかという話だけれども、基準はどうかと。
- **○新宿駅周辺まちづくり担当課長** 帰宅困難者受入人数1,700人の3日分の災害用備蓄品が確保できる備蓄倉庫に加え、区が管理させていただくのが、約50㎡という形で計画していただいていて……
- **〇戸沼会長** では、民間もあるということ。
- ○新宿駅周辺まちづくり担当課長 帰宅困難者受入人数1,700人の3日分の災害用備蓄品が確保できる備蓄倉庫を整備する計画となっています。
- **○戸沼会長** いいですか、そのほかに事業者が確保する分があるということのようですけれども。
- **〇石川委員** やはり安全・安心ということは新宿区の基本的な方針としてずっとお出しになられましたので、やはりこれが本当にこれだけの開発で1,700人でいいのかとか、要するに、今1,700人と出しておられるわけですけれども、私どもはその妥当性が適切かどうかというような判断がわからないので、そういう、少し論理的に、別の機会でも構いませんので、人数の妥当性とか備蓄の妥当性とか、そういったことはそれぞれの個別の開発の中で、ばらばらと数字を出すというのではなくて、やはり基準に基づいて、ここは1,700人が妥当であるとか、そういうふうに言っていただかないとちょっと判断しかねると。
- **○戸沼会長** 新宿区全体の防災計画というのは、区としても大きな話題ですので、一遍機会を設けてその辺のレクチャーを何かの機会にしてもらうということにしてもらいましょうか

ね。今日は個別の全体の中の位置づけみたいなことになると、また議論が多くなると思いますので。

それじゃ、新宿駅周辺まちづくり担当課長、どうぞ。

- ○新宿駅周辺まちづくり担当課長 今の石川委員のご意見につきましては、所管に伝えます。○戸沼会長 どうぞ。
- **○八名委員** 地域暖房についてお伺いしたいんですけれども、確かにこれはきっとCO₂を削減することにはなると思うんですけれども、大変な投資をしてこれをやるわけですけれども、大体これをすることによってどのぐらいのCO₂を削減できるかというようなことをシミュレーションして、じゃ、そこにはこれぐらいお金をかけてもいいんだろうというような、そういうことを検討なさいましたかということと、あとは、これってお湯の管をつなげるんですよね。そうすると、大規模地震が起きたときなど、お湯の管が、水の管がどういうふうになるのかとか、何かちょっと気にもなりますのですが、その辺のところをお伺いしたいと思います。
- **〇都市計画課長** 今、2点ご質問項きました。まず、1点目が、どのぐらいCO₂の削減効果があるのかということでございますが、計算上はおよそ11%ほど、通常個別に施設の中に空調機器を設けてやる場合に比べて、一次エネルギー、要は電気またはガスで発生するCO₂が11%ほど削減されるというのが出てございます。

もう1点、地震時の配管の安全性というところでございますが、まず一例で申し上げますと、 地中の配管というのは、基本的に地面が揺れるのと合わせて一緒に動きますので、破損等は 比較的ないんですけれども、建物とのつなぎ部分、建物の揺れと地面の揺れが通常違う揺れ をしますので、そこで破損する場合が今までの事例でも多いということがございます。これ については、フレキシブル、要は可変性の管をそこにかませることによって、その部分で揺 れを吸収、緩和するというような方法も設計の中で織り込んでいるというふうに聞いてござ いますので、通常予想される首都直下型地震等については、今回対応しているというふうに 聞いてございます。

- **〇八名委員** ありがとうございます。それと、あとは、もし停電した場合には発電されない ことになるんですか。
- **〇都市計画課長** まず、電力供給がとまった場合については、72時間最低限動くということで、自家発電設備が盛り込まれているというところでございます。

それから、仮に地震時どうなるのかということで、災害によっては、万全ということはな

かなかないと思いますけれども、通常、電力が途絶えても、水、それからガスが供給されれば、当面、通常の熱供給がそのままできるというような設備になっているということでは、 運営事業者さんからは聞いてございます。

- **〇八名委員** ありがとうございました。
- **○戸沼会長** 何しろ、今年は災というのが何か言葉で選ばれたようで、災害問題が我が国の 非常に大きな話題になって、だから新宿区のケースについても、一度時間があるときにでも レクチャーしていただけるといいですね。

よろしいですか。ほかに何かご質問ありましたらどうぞ、ご意見。どうぞ。

- **〇かわの委員** 一つはここの、ほかの地区もそれぞれ熱源というのはいろんなものを使っているんでしょうけれども、歌舞伎町のこの地域は、冷水や、あるいは蒸気高温水なんかを発生する、その熱源といいますか、一般的には油、電気、ガスというのがあると思いますけれども、この新宿熱供給株式会社というのは何を使っているんですか。
- **〇都市計画課長** プラントの一次エネルギー、機械を動かすためのエネルギーですが、これ は電気とガスを使うということで運営しているということです。
- **〇かわの委員** 例えば電気であれば、いわゆる自然エネルギーといいますか、そういう環境、確かに地域冷暖房自身が省エネだし、あるいは優しいエネルギーというふうになるんでしょうけれども、しかし、これを起こす冷水とか蒸気だとか、その熱源というのは今、ガスと電気と言いましたけれども、それ自体の環境に優しい、そういうものを使っていくというふうに、根本的にあれを変えることはできないでしょうけれども、そういうことについては、例えば、今度新しくまたエネルギー会社が増設されると思うんですけれども、そういうことについてもしっかり考えていく必要があると思うんですけれども、その辺はいかがですか。
- **〇都市計画課長** まさに省エネについては様々な方法で、できるだけエネルギー利用を少な く、省エネにするというのが必要だと思います。

まず、実際に今のプラントの冷凍機、ボイラーについても高効率化をされているものを利用して、通常一般に個別に利用するよりも、先ほどCO₂のものでは11%というふうに申し上げましたが、一般に地域冷暖房施設だと大体1割前後の省エネが図られるということで、こちらの施設についても、そういう形だと聞いてございます。

ただ、どうしても新宿という立地で、例えばソーラーエネルギーですとか風力だとかというものについては、なかなかこのプラントの中で利活用はできないというところがございます。こちらの省エネのメーンな方法ということでは、できるだけ熱効率のいい設備を入れる。

それから、建物自体も断熱化だとか、熱を逃がさない、または太陽光を中に入れないというような工夫をしながら、省エネ化を図っているという計画で進めているというところではございます。

〇かわの委員 もちろんさっきも言ったように、地域冷暖房、地冷をやること自身がもちろんそれはそういうエネルギーを少しでも軽減する、あるいはそういうことになるわけですけれども、あったように電気だとかあるいはガス、ガスの場合は今はもうほとんど天然ガスですから特にあれでしょうけれども、特に電気の場合に、やっぱり再生電力といいますか、ソーラーだとかそういうものを、もちろん科学との関係も出てくるからなかなか難しいのかもしれませんけれども、やっぱり今までのところも、あるいは新たにそういうことで、例えば冷凍機を入れて、それが電気で動くというんだったら、その電気の質もやっぱり考えていくように、シンボル的なこの地域のことでやるわけですから、その辺もやっぱりちょっと検討しながら、区としても指導していくということも大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、それについては何か見解ありますか。

○都市計画課長 まず、ガス、電気で機器が動いている、または熱を供給しているということは申し上げましたが、いわゆるこの設備の中ではコージェネレーションシステムというものを導入してございます。コージェネレーションシステムというのは、一つのエネルギーで電気だとか熱だとか、または冷水、さまざまな熱、または冷水に変換する、効率がいい設備というふうに言われております。

特にボイラーをたくことによって熱が発生します。その熱源を使って発電機を回して自家 発電をするということで、通常、そのまま一次エネルギーとして東京電力なりから電気を受 ける部分をできるだけ減らすために、その生み出された電力も使うということになりますの で、そういった意味では、やはりかなり、省エネという観点でいいますと優れているシステ ムなのかなと思っているところでございます。

- **〇かわの委員** とりあえずいいです。
- **〇戸沼会長** ありがとうございます。

いろいろ、せっかくの機会ですので私どもも……どうぞ。

〇鈴木委員 プラントの規模としては、多分床面積割りで、このぐらいの地域として9つに分かれてできているんだと思うんですけれども、事業者は、これ9番は新宿熱供給株式会社ということだったんですが、ほかは全部また別の会社なんでしょうか。

それとあと、例えばさっきから非常時のことが出ていますが、例えば非常時に電源なんか

だけでもカバーし合えるようなシステムとか、そんなことはあるんですかね。

○都市計画課長 まず、事業者で申し上げますと、地域は9地域ございまして、この中で2つほど、②と③の西新宿一丁目地区と西新宿地区、それから⑦、⑧の新宿南口東地区と新宿南口西地区、それぞれについては⑦、⑧が同じ会社、②、③が同じ会社ということで、9地区の内容を7つの事業者で運営しているということで、今やっているところでございます。

それから、バックアップをそれぞれの地区ごとにできるかというようなことについては、 現状で申し上げますと、どちらかの地域が仮に支障があって止まったときに、近隣のエリア でバックアップするというような機能にはなっていると聞いてございません。

そういったことができるのかというのは、私のほうでも今、つかみ切れていないところが ございますが、1点伺っているところでは、あまり熱プラントから供給先に距離があった場合 に、やっぱり熱損失だとかということが発生して、なるべく供給先と供給元が近いエリアに ある程度まとまったほうが、熱効率というような点では効率的だという話は聞いてございま す。

あと、バックアップするまでもなく、先ほど申し上げたように、電気が止まったようなと きについては最低限稼働ができるように、予備電源なり非常発電の設備を各地区でも備えて いると聞いてございますので、そういったことでの危機管理というのはされているのかなと 感じているところでございます。

〇戸沼会長 石川さんどうぞ。先にどうぞ。

○石川委員 せっかくいい機会なので、地域冷暖房というよりは、私ずっと緑をやっているので、9ページの同じ表ですけれども、ここに何か小さく立体的緑化というふうに書いてあるんですが、やはりこれだけ容積を上げると、地面をどういうふうに緑化するかというのはとても大事で、こういうところで、地面に着いていないところで立体都市公園制度とか、いろいろあるんですけれども、その辺がちょっと、緑化と書いてあるのでどういうことなのか、ちょっとわからないので教えていただけたらというのと、それから、私つくづく今、丸ノ内とか大手町とか銀座とか、何が画期的かといったら緑化なんですよ。容積を上げるけれども、足元をしっかり緑でつくっているので、これはやっぱり一番何か新宿が考えないと負けちゃうんじゃないかなという気がしまして、せっかくこれ見せていただいたので、そのあたりどのようなご方針なのか伺えたらありがたいです。

- **○戸沼会長** ちょっと話題は別だけれども、簡単に。どうぞ。
- **〇新宿駅周辺まちづくり担当課長** 8ページをご覧下さい。8ページの右下のところに少し足

元周りの緑のイメージ図がございます。こういった形で事業者は計画をしており、敷地内緑化の推進、都市環境への負荷の低減といったところから、緑化率約41%の建物で計画となっています。今後、具体的な植栽計画等については、例えば区でいきますと、みどりの条例を所管する部署、また景観にも関係いたしますので、景観の事前の協議の中でそういったところが整理されてくるものだと考えております。

〇戸沼会長 それじゃ、**澄川さん**ですか、どうぞ。

○澄川委員 澄川です。すみません、今、事業会社の件が出たので、先ほど私が伺った①から⑨までは、実はこの1社でやっているものだとばかり思っていたんですけれども、違うということで、今さくっと見たら、ほかは東京ガスですとか、南口のほうですと小田急とJRですとか、いろいろ分かれているようなんですけれども、この新宿熱供給株式会社、これだけはウェブでもアクセスできないんですが、これは株主、資本関係って誰が持っている会社なんでしょうか。

○都市計画課長 会社概要の資料を頂戴している中で、株主と出資比率というのをいただいているところがあるんですが、東京都市開発株式会社から50%、それから新都市熱供給株式会社が40%、東京ガス株式会社が10%ということで、計100%の出資だと聞いてございます。

○澄川委員 すみません、また調べればいいんでしょうけれども、最初言われた2つの組織体というのは、これは公的なものですかね、民間ですかね。区としては大体こういったものは公的なものとしてやられるのか、もともとそこの地主なりビルを建てている人たちが運営していく、これはわかるんですけれども、歌舞伎町だけちょっと特殊なのかなと思いましたので教えてほしいんですけれども。

○都市計画課長 東京都市開発株式会社さんと新都市熱供給株式会社さんについての詳しい 資料は、申しわけないんですが手元にないんですが、例えば新都市熱供給株式会社さんは、 ちょうど西新宿六丁目の東側、水道局のエリアをしていますので、東京都さんとの関連があ るというようなことも考えられるんですが、会社概要がないので詳しく申し上げられなくて 申しわけございません。

○澄川委員 わかりました。

〇戸沼会長 どういう問題ですか。それは不適当だということじゃなくて。

○澄川委員 適当な方がやられているのかなということで、もともとは新宿区の関係の外郭団体的なところなのかなと思ったんですけれども、株式会社でやっている以上、事業利益を上げていくということですから、その辺どういった、今、財務内容でやられているのかなと

いうところに興味があって、公共性のあるところと捉えるのか、そうではないのかということもこの場で、都市計画審議会ですので、そういう公共性でいくのか、プライベートな事業会社としてこういうことってやっていくんだなというのか、その辺の理解を進めたかったということが1点あります。

- **○戸沼会長** 理解できましたか。もう少し説明頂きますか。
- ○澄川委員 私のほうでもう少し調べるようにします。ご存じない点もあるようですから。
- **〇戸沼会長** 後で資料を出してもらえばいいんじゃないですかね。
- ○澄川委員 そうですね。
- **○戸沼会長** どうぞ。
- ○都市計画課長 公共性とか信用性というところで、一つこういった観点で確認頂けるのかなと思うんですが、そもそもこの熱供給事業をやる場合には、経済産業省の大臣の、以前は許可制で、要はそれだけの資力、技術力、財力等があるということが一つの許可要件となって許可をしていたところです。ただ、今、熱事業法の改正が28年4月に行われまして、現在は登録制ということになっています。基本的にそういったことを運営する要件については引き継がれているというふうに聞いてございますので、どなたでも気軽にできるということではなくて、一定の資力、また技術力が備わっているということが、こういった事業を行うことの条件になってくるのかなと考えているところでございます。

○澄川委員 わかりました。ちょっと登録制だと弱くはなっていると思いますけれども、幅広く広めるために規制を緩めたんだと思います。

先ほどの緑化の話もあったんですけれども、たまたま私は大手町のある会社がこういう全体の冷暖房をやっていたというのを知っているんですけれども、そこは上に公園、緑地化をして、カルガモの池なんかをつくって、冬にはカルガモが飛んできて卵を産んで、子供を育てる。そういった姿がやはりあったので、私も新宿、やっぱり緑化が、特にこの東口のほう一帯は足りないと思うので、ちょうどシンボリックにでもそういうのがつくれればいいなと。上は公園化して緑化して、下で冷暖房のプラントをやると。大手町なんかはこういうのをやっていますので、新宿もできたらいいなと思う延長線上で、そういった事業会社がやっていく分、プラス、新宿区として関与がされていくと、そういうことができていくんじゃないかなと思いましたというのが感想です。ありがとうございました。

○戸沼会長 きょうの案件は報告事項なので、今出てきた幾つかの緑化と地冷の問題とか、 幾つか出てきたので、わかる範囲で次のときにでもご報告頂くということでよろしいですか。 それでは、きょうは決議というよりも報告ですので、これを承ったということにしたいと 思います。

日程第三 その他・連絡事項

- **〇戸沼会長** それじゃ日程の第3で連絡事項をどうぞ。
- **〇事務局(都市計画係主任)** 事務局です。日程第3、その他・連絡事項です。

前回の第193回都市計画審議会の議事録がございますので、**中川委員**に署名を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、次回の開催の予定です。次回、第195回都市計画審議会を2019年3月18日月曜日午後3 時半からを予定しております。場所は本庁舎6階第2委員会室、となります。

本日の議事録でございますが、次回の都市計画審議会にて署名を頂き、個人情報に当たる 部分を除き、ホームページに公開してまいります。事務局からは以上です。

○戸沼会長 それではどうもありがとうございました。

午後3時14分閉会